

平成25年 第1回 築上町議会定例会会議録(第5日)

平成25年3月22日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成25年3月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第1号 平成24年度築上町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第2 議案第2号 平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第3 議案第3号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第4 議案第4号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第5 議案第5号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第6 議案第6号 平成25年度築上町一般会計予算について
- 日程第7 議案第7号 平成25年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 平成25年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第9号 平成25年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 平成25年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第11号 平成25年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第12号 平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第13号 平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第14号 平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第15号 平成25年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第16号 平成25年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第17号 平成25年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第18 議案第18号 築上町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町環境施設基金条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 築上町道路構造の基準に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 築上町道路標識の寸法に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 築上町営住宅等の整備基準に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第24号 築上町コミュニティセンター条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 築上町水道法施行条例の制定について

- 日程第26 議案第26号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第28号 築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第29号 築上町下水道施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第30号 築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第31号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第32号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第33号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第34号 築上町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第35 議案第35号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第36号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第37 請願第1号 TPP(環太平洋経済連携協定)への対応に関する意見書の提出を求める請願(追加分)
- 日程第38 議案第41号 平成24年度築上町一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第39 議案第42号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第40 議案第43号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について
- 日程第41 議案第44号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第42 発議第1号 築上町議会報編集委員会委員定数の変更について
- 日程第43 常任委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 意見書案第1号 TPP(環太平洋経済連携協定)への対応に関する意見書案について

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成24年度築上町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第2 議案第2号 平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第3 議案第3号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第4 議案第4号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第5 議案第5号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第6 議案第6号 平成25年度築上町一般会計予算について
- 日程第7 議案第7号 平成25年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

- 日程第8 議案第8号 平成25年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第9号 平成25年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 平成25年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第11号 平成25年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第12号 平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第13号 平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第14号 平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第15号 平成25年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第16号 平成25年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第17号 平成25年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第18 議案第18号 築上町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町環境施設基金条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 築上町道路構造の基準に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 築上町道路標識の寸法に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 築上町営住宅等の整備基準に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第24号 築上町コミュニティセンター条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 築上町水道法施行条例の制定について
- 日程第26 議案第26号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第28号 築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第29号 築上町下水道施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第30号 築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第31号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第32号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第33号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第34号 築上町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第35 議案第35号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第36号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第37 請願第1号 TPP(環太平洋経済連携協定)への対応に関する意見書の提出を求める請願

(追加分)

日程第38 議案第41号 平成24年度築上町一般会計補正予算(第8号)について

日程第39 議案第42号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について

日程第40 議案第43号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について

日程第41 議案第44号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

日程第42 発議第1号 築上町議会報編集委員会委員定数の変更について

日程第43 常任委員会の閉会中の継続審査について

追加日程第1 意見書案第1号 TPP(環太平洋経済連携協定)への対応に関する意見書案について

出席議員(16名)

1番 小林 和政君	2番 宮下 久雄君
3番 丸山 年弘君	4番 工藤 政由君
5番 工藤 久司君	6番 有永 義正君
7番 吉元 成一君	8番 田村 兼光君
9番 塩田 文男君	10番 西畑イツミ君
11番 塩田 昌生君	12番 中島 英夫君
13番 田原 宗憲君	14番 信田 博見君
15番 武道 修司君	16番 西口 周治君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 新川 久三君 副町長 ..... 八野 紘海君  
教育長 ..... 進 俊郎君  
会計管理者兼会計課長 ..... 田中 哲君  
総務課長 ..... 吉留 正敏君 財政課長 ..... 則行 一松君  
企画振興課長 ..... 渡邊 義治君 人権課長 ..... 松田 洋一君

税務課長 ..... 田村 一美君 住民課長 ..... 平塚 晴夫君  
福祉課長 ..... 高橋 美輝君 産業課長 ..... 中野 誠一君  
建設課長 ..... 平尾 達弥君 都市政策課長 ..... 久保 和明君  
上水道課長 ..... 加來 泰君 下水道課長 ..... 古田 和由君  
総合管理課長 ..... 宮尾 孝好君 環境課長補佐 ..... 進 信博君  
農業委員会事務局長 ... 田村 幸一君 商工課長 ..... 神崎 一浩君  
学校教育課長 ..... 金井 泉君 生涯学習課長 ..... 田原 泰之君  
監査事務局長 ..... 石川 武巳君

午前10時00分開議

議長(田村 兼光君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

初めに、町長から、裁判の件、報告の申し出がありましたので、それを許します。新川町長。

町長(新川 久三君) 議員の皆さん、おはようございます。昨日、例の地協の、町が訴訟されている問題で、最高裁の判決が、午後3時過ぎにありまして、情報を得たのが6時前でございましたけれども、新聞記者も多々押しかけて、どうなっているかというふうな状況でございましたけれども、お手元には、これを、判決文をお配りしておりますので、これを見ていただければわかると思いますけれども、基本的には、原判決を破棄し、第一審判決中、上告人敗訴部分を取り消すと。前項の部分に関する被上告人らの請求を棄却する。訴訟の総費用は、被上告人らの負担とするという主文でございます。

中身は見ていただければわかると思いますけど、最高裁の判事5人全員が、これは適法な支出だというふうな認定をいただいたところでございます。

これも、議会に、訴訟費用等々の予算の上程をさせていただきまして、約2年に及ぶこの裁判でございましたけれども、最終的には、最高裁のほうで、町にとっていい判断をしていただいたということで、これも議員の皆様の御理解のたまものと厚く御礼申し上げたいと思います。

そしてまた、顧問弁護士の稲澤弁護士外3名の方が、非常に入念な調査を行いながら、最高裁まで持っていったいただいたというたまものではないかなと、このように考えている次第でございます。

昨日、急なこの判決でございましたので、本来なら、議員の皆さんにいち早く報告するところでございましたけれども、新聞のほうで早くなりまして、お許しのほどをお願い申し上げたいと思います。

以上で、報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長(田村 兼光君) これで報告は終わりました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

## 日程第1. 議案第1号

議長(田村 兼光君) 日程第1、議案第1号平成24年度築上町一般会計補正予算(第7号)についてを議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第1号平成24年度築上町一般会計補正予算(第7号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、今年度分の事業勘定による関連予算、コミュニティセンター建設費の減額及び子供医療費助成事業基金の増額であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 次に、産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 議案第1号平成24年度築上町一般会計補正予算(第7号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、今年度の事業完了による関連予算の減額及び社会資本整備総合交付金事業、道路改良舗装等の増額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 続きまして、総務常任委員長、信田議員。

総務常任委員長(信田 博見君) 議案第1号平成24年度築上町一般会計補正予算(第7号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(田村 兼光君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第1号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第2. 議案第2号

## 日程第3. 議案第3号

## 日程第4. 議案第4号

## 日程第5、議案第5号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第2、議案第2号平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてから、日程第5、議案第5号の平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてまでは、厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第5号まで、一括して委員長の報告を行うこととなりました。

では、議案第2号から議案第5号までの委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第2号平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、議案第3号平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について、両案については、慎重に審査した結果、事業費の確定による減額補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第4号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、議案第5号の平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について、本案について慎重に審査しました結果、交付金の追加による増額補正等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 委員長の報告が終わりました。

日程第2、議案第2号平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第2号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第3号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第4号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第5号について採決を行います。



本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第6号

議長(田村 兼光君) 日程第6、議案第6号平成25年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第6号平成25年度築上町一般会計予算について、所管につきまして慎重に審査した結果、RDF施設制御装置改修事業、スポーツ施設改修事業が主なものでありますが、コミュニティセンターに係る予算が計上されているとの反対意見があり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 続きまして、産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 議案第6号平成25年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、道路改良工事等の選択の誤りを指摘する意見もありましたけれども、ため池等の農業用施設整備工事費及び道路改良工事費などが主な予算であります。したがって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(田村 兼光君) 続きまして、総務常任委員長、信田議員。

総務常任委員長(信田 博見君) 議案第6号平成25年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(田村 兼光君) 本案に対しては、工藤久司議員外2人から、お手元にお配りした修正の動議が提出されています。地方自治法第115条の2の規定に基づく議員定数の12分の1以上の者の発議によるものであり、修正の動議が成立しております。よって、これを本案とあわせて議題とします。

提出者の説明を求めます。工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) お手元に配付しております議案第6号平成25年度築上町一般会計予算に対する修正案は、地方自治法115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により提出したものであります。

まず、提案理由といたしまして、旧蔵内邸を取得して約3年が経過し、今、一般公開に向けて準備していると思いますが、余にも相変わらずの無計画であり、この間、ほんとにどんな審議をしてきたのか全く理解ができず、ほんとにやる気があるのかと言わざるを得ません。

委員会で町長は、ぼちぼちやっていますと発言しましたが、そのぼちぼちという発言の中にやる気と真剣さが全く感じられませんでした。今後、議会に、蔵内邸の予算は2,708万9,000円計上されています。築上町の宝、また大事な文化財と思うのであれば、今の考え方では、運営費、維持管理費というのは捻出できな

いとは思いますが、町民の皆さんに負担を強いることになると考えています。緊縮財政であればなおさら、将来に向けて明確なビジョンがない予算を議決する責任として、認めるわけにはいきません。

以上が提案理由です。

続きまして、議案第6号平成25年度一般会計予算に対する修正案の説明をいたします。

旧蔵内邸に関する予算である7款商工費1項商工費3目観光費1,225万8,000円及び10款教育費4項社会教育費4目文化財保護費の1,683万1,000円を減額し、これに関する歳入予算の修正として、旧蔵内邸関連予算に充当されている特定財源と繰越金を減額するものです。

具体的な減額箇所は、修正案の歳入歳出予算事項明細書のとおりです。

以上が提案理由です。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

修正案の提出者説明に対する質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 修正案ということで、この修正案は通るということになると、今のもう購入された蔵内邸がそのまま放置されるというふうな形になると思うんですが、その放置された状態で、そのままでもいいのかどうなのかという問題があると思うんです。

いろんなところから今注目を浴びて、伊藤伝右衛門邸よりもすばらしいんじゃないかとか、佐賀の高取邸よりもつくりがいいんじゃないかとかいろんな話があって、そういうふうな財産を既に購入をしている築上町で、この予算をつけないでやるという、腹案等が当然あるから出しているんじゃないかというように思ったので、ちょっと質問をしたいと思います。今後どのような形のことを考えているのかお聞きしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 今後どのようなことを考えるのが執行部であり担当だと思います。その明確な計画がない以上、冒頭述べましたが、町長は今回の予算を緊縮財政だと言っていました。であれば、もう少しきちっとしたビジョンを提示されない限り、議決またはそれをするのが我々議員の役目と思っていますので、後のことは執行部の方が考えていただければいいと思います。

議長(田村 兼光君) ほかにございませんか。 ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これより修正案に対する討論を行います。修正案に反対意見のある方。武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 修正案はあくまでも今の予算がついている分を減額して、再度町執行部に考えれということである内容になっていると思います。

4月にオープンをするということで町内外にもうアピールをしているという状況を考えると、ここで築上町が大恥をかくわけにはいかないという状況があるんじゃないかというふうに思います。

修正をするのであれば、今からその運営の企画の中に議員としてどんどん入って行って、ここをこうしたほ

うがいい、ああしたほうがいいという形で前向きな運営方法を論議するべきではないかというふうに考えます。現状の状況で4月のオープンをさせないというわけには私はいかないというふうに思いますので、修正案について反対したいと思います。

以上です。

議長(田村 兼光君) これは修正案動議じゃろう。賛成の方、誰かありますか。ないですか。これないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) なければこれで討論を終わります。

反対意見がありますので、本案に対する工藤議員外2名から提出された修正案について採決を行います。修正案に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) 起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

引き続き、原案を議題とします。委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 質疑を終わります。

討論を行います。反対意見のある方。小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 反対の立場での討論をいたします。

本議案に計上されております計画中の建設事業、新規16件、1億2,200万円、継続13件、2億5,000万円。本日の第1号議案で可決されました補正予算関連で10件、8,600万円。この件につきましては実質来年度内の事業であろうということで、含めて計算しましたところ、合計39件、4億5,800万円の計画がなされております。その中で、池の改修、栓の改修が2件、950万円、水路が1件、880万円、合計3件、1,830万円の計画であります。以外は全て道路関連。36件、約4億4,000万円が計画されております。短期間の間に事業実績を町民の目に映らせるということのメリットはあるとはいえ、極めて道路に偏った計画ではなからうかと考えております。

さらに、この計画する場所の選定におきましては、問題点があります。第1、地域間の格差が著しい。1例を申し上げます。A自治体では、3本の道路があります。同じぐらいの長さ。センター道路が数年前に改修されました。田んぼ側のもう一本が第1号議案の24年度の修正で改修計画が出されています。残りの1本の川岸の道路は新規事業で計画されております。このA自治体においては、3本全てが改修される、こういう自治体があります。

それに比べてY自治体と申し上げておきます。合併して7年になりますが、この自治体におきましては、通学道路であり死亡事故も発生した町道の交差点において、2メートル真四角程度の色カラー塗装がなされた。これだけである。このような自治体も存在する。これが地域間格差が著しいと申し上げた一例でございます。

2番目、この工事の必要性、緊急性について、納得できるだけの合理的な根拠が理解できない。私たち産業建設委員会は、継続分を除き新規と補正についての各現場を確認して回りました。その現地を確認する際に、損傷程度あるいは交通量等を考えて、実際計画されておる場所と比べたときに、それを上回るような場所が多数存在する。どういう理由か明確な選択根拠が説明されていない。

3番目、住民の意思の反映が十分なされたものであるかどうか疑わしい。各自治体から要望書としてそれぞれの地区の必要な工事が上がってきております。これの期待に添うものであるかどうか疑わしいということでございます。

一例を申し上げます。昨年の12月に追加訂正されたような要望が新年度の計画に取り入れられている場合もある。その反面、数年間の要望を上げたにもかかわらずそのままであるという状態のところも存在する。こういう状態で住民の意思の反映がきちんとできているか疑わしいということでございます。

以上の3点選択、場所の選択に関する問題点であります。

現時点で、住民の要望とか期待がこんなにも道路に集中しているとはとても考えられません。百歩譲ったとして、道路に絞ったとしても、不公平感とか不透明感を感じる住民が多数発生することになり、町に対する信用低下が広まるのではないかと、こういう危惧を感じております。より綿密な調査研究に基づき、より丁寧に、より熱心に業務を遂行していただき、より合理的で理解の得やすい計画への練り直しを求めて、原案に対する反対の意思表示といたします。

以上です。

議長(田村 兼光君) 次に、賛成意見のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

本案に対しては、反対意見がありますので、原案について採決を行います。

議案第6号平成25年度築上町一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) お座りください。起立多数です。よって、議案第六号は原案のとおり可決することに決定しました。

## 日程第7、議案第7号

議長(田村 兼光君) 日程第7、議案第7号平成25年度築上町営住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。(発言する者あり)あ、日程第7、議案第7号平成25年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第7号平成25年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第7号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第8. 議案第8号

議長(田村 兼光君) 日程第8、議案第8号平成25年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第8号平成25年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これより討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第8号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第9. 議案第9号

議長(田村 兼光君) 日程第9、議案第9号平成25年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 議案第9号平成25年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第9号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号

日程第11、議案第11号

日程第12、議案第12号

日程第13、議案第13号

日程第14、議案第14号

日程第15、議案第15号

日程第16、議案第16号

日程第17、議案第17号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第10、議案第10号平成25年度築上町霊園事業特別会計予算についてから、日程第17、議案第17号の平成25年度築上町水道事業会計予算については、厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第10号から議案第17号まで一括して委員長の報告を行うことになりました。

では、議案第10号から議案17号までの委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第10号平成25年度築上町霊園事業特別会計予算について、議案第11号平成25年度築上町国民健康保険特別会計予算について、議案第12号平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第13号平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、議案第14号平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第15号平成25年度築上町公共下水道事業特別会計予算について、議案第16号平成25年度築上町簡易水道事業特別会計予算について、議案第17号の平成25年度築上町水道事業会計予算について、本8議案の予算につきまして慎重に審査いたしました結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議長(田村 兼光君) 日程第10、議案第10号平成25年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第10号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号平成25年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第11号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第12号平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第12号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第13号平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第13号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。



これより議案第14号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号平成25年度築上町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第15号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第16号平成25年度築上町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第16号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号平成25年度築上町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第17号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第18. 議案第18号

議長(田村 兼光君) 日程第18、議案第18号築上町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第18号度築上町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第18号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第19. 議案第19号

議長(田村 兼光君) 日程第19、議案第19号築上町環境施設基金条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第19号築上町環境施設基金条例の制定について、本案につ

いて慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第19号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第20. 議案第20号

#### 日程第21. 議案第21号

#### 日程第22. 議案第22号

#### 日程第23. 議案第23号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第20、議案第20号築上町道路構造の基準に関する条例の制定についてから、日程第23、議案第23号の築上町営住宅等の整備基準に関する条例の制定については、産業建設常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第23号まで一括して委員長の報告を行うことになりました。

では、議案第20号から議案第23号までの委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 議案第20号築上町道路構造の基準に関する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、道路法の一部が改正されたことに伴う条例制定であり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第21号築上町道路標識の寸法に関する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、道路法の一部が改正されたことに伴う条例制定であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号築上町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、河川法の一部が改正されたことに伴う条例制定であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号築上町営住宅等の整備基準に関する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、公営住宅法の一部が改正されたことに伴う条例制定であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 日程第20、議案第20号築上町道路構造の基準に関する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第20号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第21号築上町道路標識の寸法に関する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第21号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第22号築上町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第22号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第23号築上町営住宅等の整備基準に関する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第23号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第24、議案第24号

議長(田村 兼光君) 日程第24、議案第24号築上町コミュニティセンター条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第24号築上町コミュニティセンター条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第24号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第25. 議案第25号

議長(田村 兼光君) 日程第25、議案第25号築上町水道法施行条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第25号築上町水道法施行条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第25号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第26. 議案第26号

議長(田村 兼光君) 日程第26、議案第26号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務常任委員長、信田議員。

総務常任委員長(信田 博見君) 議案第26号築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(田村 兼光君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第26号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第27. 議案第27号

日程第28. 議案第28号

日程第29. 議案第29号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第27、議案第27号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第29、議案第29号の築上町下水道施設条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第29号まで一括して委員長の報告を行うことになりました。

では、議案第27号から議案第29号までの委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第27号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号築上町下水道施設条例の一部を改正する条例の制定について、本3案につきまして慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議長(田村 兼光君) 日程第27、議案第27号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第27号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第28、議案第28号築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第28号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第29、議案第29号築上町下水道施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第29号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第29号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。



### 日程第30. 議案第30号

議長(田村 兼光君) 日程第30、議案第30号築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 議案第30号築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、道路法施行令の一部改正されたことに伴う改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第30号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第31. 議案第31号

議長(田村 兼光君) 日程第31、議案第31号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 議案第31号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、公営住宅法の一部が改正されたことに伴う改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第31号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第32. 議案第32号

議長(田村 兼光君) 日程第32、議案第32号築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第32号築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第32号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第32号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第33. 議案第33号

議長(田村 兼光君) 日程第33、議案第33号築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第33号築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について、本案につきまして慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第33号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第33号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第34. 議案第34号

議長(田村 兼光君) 日程第34、議案第34号築上町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務常任委員長、信田議員。

総務常任委員長(信田 博見君) 議案第34号築上町過疎地域自立促進計画の一部変更について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(田村 兼光君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第34号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第34号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第35. 議案第35号

議長(田村 兼光君) 日程第35、議案第35号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 議案第35号公の施設に係る指定管理者の指定について、本件について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第35号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第35号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第36. 議案第36号

議長(田村 兼光君) 日程第36、議案第36号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 議案第36号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第36号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第36号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第37. 請願第1号

議長(田村 兼光君) 日程第37、請願第1号TPP(環太平洋経済連携協定)への対応に関する意見書の提出を求める請願についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 請願第1号TPP(環太平洋経済連携協定)への対応に関する意見書の提出を求める請願、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより請願第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。請願第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

#### 日程第38、議案第41号

議長(田村 兼光君) ここで、追加議案です。

お諮りします。日程第38、議案第41号平成24年度築上町一般会計補正予算(第8号)についてから、日程第43、常任委員会の閉会中の継続審査についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第41号平成24年度築上町一般会計補正予算(第8号)についてから、常任委員会の閉会中の継続審査についてまでを、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第38、議案第41号平成24年度築上町一般会計補正予算(第8号)についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第41号平成24年度築上町一般会計補正予算(第8号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度築上町一般会計補正予算(第8号)を別紙のとおり提出す

る。平成25年3月22日、築上町長、新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第41号平成24年度築上町一般会計補正予算(第8号)を追加で提案させていただきました。

本予算案は、既定の歳入歳出予算120億330万円に4,500万円を追加いたしまして、予算の総額を120億4,830万円と定めるものでございます。

この予算の内容は、下水道事業に過疎債が充当できるというようなことで、4,500万円を、過疎債を借り入れるように予定しております。そして、歳出については、下水道事業の特別会計に3,800万円を充当し、それから財政調整基金に残り700万円を積み立てる予定でございます。

そして、この下水道事業の執行について、繰越明許をせざるを得ないというようなことで、繰越明許を追加してお願いするものでございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第41号について採決を行います。

議案第41号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第39、議案第42号

議長(田村 兼光君) 日程第39、議案第42号平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第42号平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。平成25年3月22日、築上町長、新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第42号は平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)で

ございます。

本予算は、予算額には変更はございませんけれども、西高塚地区の下水道管埋設工事を予算計上させていただきます。この西高塚地区ということで、都市計画区域であったために農業集落排水事業が実施できなかったけれども、県協議、それと地元もやるというふうなことで、この地元調整にも時間をちょっと要したというふうなことで、繰越明許をせざるを得なくなったということで、今回、繰越明許のお願いをするものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第42号について採決を行います。

議案第42号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第40. 議案第43号

議長(田村 兼光君) 日程第40、議案第43号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第43号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)を別紙のとおり提出する。平成25年3月22日、築上町長、新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第43号は、平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)でございますが、本予算案は、先ほどの議案第41号と関連しておりますけれども、過疎債がこの事業に使えるようになりました。有利な過疎債ということで、下水道事業債を過疎債に変更する財源調整でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第43号について採決を行います。

議案第43号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第41. 議案第44号

議長(田村 兼光君) 日程第41、議案第44号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第44号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について、平成24年10月19日付、議案第86号をもって議決された公共下水道事業椎田処理区管渠築造工事3の3工区の工事請負契約の締結に係る議決内容の一部を次のように改める。平成25年3月22日提出、築上町長、新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第44号は、工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更でございます。これも、前にもほかの案件で変更契約をお願いしましたけれども、この分は、機動建設工業九州支店が7,035万円で落札をしておるものでございますけれども、今回の主な工事概要ということで、やはりケーシングするのに地盤が玉石まじりというふうなことで、お手元にも資料は御配付しているんじゃないかなと思いますけれども、どうしても工法変更をしなきゃいけないようになったというふうなことで、請負金額が7,035万円を7,413万8,400円に変更増をさせてもらうものでございます。

なお、検討の結果、工期は大体年度内で済むということで確信しておりますので、工期の変更はしないというふうなことで、本議案を提出させていただいているところでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) これより質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 同じような内容が前回、これは議案37号であったときに、じゃなかったですか。その前か。椎田保育園の近くの工事ということでそのとき説明があったと思います。今回上がっている分が椎田保育園の 図面を見ると前になっているんですが、前回の工事と今回の工事の違いを教えてい



ただきたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 下水道課、古田。

下水道課長(古田 和由君) 下水道の古田です。前回の分につきましては、森のお茶屋さんから延塚記念館の前ということで、ここで修正させていただいております。位置的には、前回は延塚記念館前で、今回は椎田保育園の箇所ということでよろしく願いいたします。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) たら、前回の議案のときの町長の説明が間違っていたということでもいいですか。前回は町長が椎田保育園の前というふうに言ったと思うんですが、今話を聞くと、延塚記念館の前ということなんで、前回の町長の説明が間違っていたということでもいいですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) もしそのように言っておれば、間違っただと。同じ似たような近くでございますので、もし間違っていたかも知れませんので、もし間違っておれば訂正して、前の分が延塚記念館の前、そして今回が椎田保育園の横の道路ということで、御認知のほどお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 間違っていたというのであれば、そのときにもしそういうふうにあれがなるんだったら、すぐに修正を、担当課でも町長でも、もし気がついた段階ですぐに修正をかけるなりしてせんと、議案に残りますので、そういうふうなことはないように注意していただきたいと思っております。

もし私の聞き間違いであれば修正をしなくてもよろしいですけど、もし町長が間違いであれば、修正のほうをよろしく願いしたいと思います。

以上です。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 間違っただ発言であれば、修正できるようにお願いを申し上げます。

議長(田村 兼光君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第44号について採決を行います。

議案第44号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決することに決定しまし

た。

#### 日程第42. 発議第1号

議長(田村 兼光君) 日程第42、発議第1号築上町議会報編集委員会委員定数の変更についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。進議会事務局長。

事務局長(進 克則君) 発議第1号築上町議会報編集委員会委員定数の変更について、標記について、別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定に基づき提出します。平成25年3月22日、提出者、築上町議会議員有永義正、賛成者、築上町議会議員西畑イツミ、賛成者、築上町議会議員信田博見、賛成者、築上町議会議員工藤久司。築上町議会議長田村兼光殿。

議長(田村 兼光君) 有永議員。

議員(6番 有永 義正君) 提案理由の説明をします。

現在の築上町議会議会報委員会委員定数は、平成23年8月臨時会において4名となっております。平成24年から1カ月発行日を前倒して議会報を発刊しております。また、昨年行いました議会に関するアンケート調査から、議会報を必ず読む人が69%、時々読む人が22%、合わせますと91%の人に読んでいただいております。このようなことから、さらに読みやすくわかりやすい紙面へと議会報の充実を図っていくことが必要と考えています。

また、近隣の自治体の編集委員会は、6名から8名の委員で構成されています。よって、築上町議会の議会報編集委員会委員定数を4名から6名へと定数の変更をお願いするものであります。終わります。

議長(田村 兼光君) これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより発議第1号について採決を行います。

発議第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第43. 常任委員会の閉会中の継続審査について

議長(田村 兼光君) 日程第43、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います  
が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、  
閉会中の継続審査をすることと決定しました。

#### 追加日程第1.意見書案第1号

議長(田村 兼光君) お諮りします。先ほどの請願第1号TPP(環太平洋経済連携協定)への対応に関する  
意見書の提出を求める請願が採択されたことに伴い、会議規則第22条の規定により、意見書案第1号につ  
いての日程を追加し、追加日程第1として意見書案第1号TPP(環太平洋経済連携協定)への対応に関する  
意見書案についてを議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、日程を追加し、追加日程第1として意見書案第1号  
として議題とすることに決定しましたので、ここで発議等を配付します。

お諮りします。追加日程第1、意見書案第1号のTPP(環太平洋経済連携協定)への対応に関する意見書  
案については、会議規則第39条の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異  
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、追加日程第1のTPP(環太平洋経済連携協定)への対  
応に関する意見書案については、本日即決することにします。

追加日程第1、意見書案第1号TPP(環太平洋経済連携協定)への対応に関する意見書案についてを議  
題とします。

事務局の朗読に続き、提案理由の説明を求めます。進事務局長。

事務局長(進 克則君) 意見書案第1号TPP(環太平洋経済連携協定)への対応に関する意見書案につ  
いて、上記の意見書案を築上町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。平成25年  
3月22日、提出者、築上町議会議員塩田昌生、賛成者、築上町議会議員宮下久雄、賛成者、築上町議会議  
員有永義正、築上町議会議長田村兼光殿です。

議長(田村 兼光君) 塩田昌生議員。

議員(11番 塩田 昌生君) 提案理由を申し上げます。

先ほどTPPの対応に関する意見書を求める請願を全員一致で採択されたこと、ありがとうございました。皆  
様も御存じのように、去る2月23日、安倍首相とオバマアメリカ大統領との会議で、環太平洋経済連携協定  
交渉への参加へ大きく踏み出す意向を表明しました。また、3月15日には、TPP交渉に参加する考えを表

明しました。

TPPは、例外なき関税撤廃を前提としているものではなく、国民の命と健康を守る医療制度や食の安全、安心の基準など、我が国の形を一変するものであります。TPPが我が国民生活の根本に交わる重大な問題であることを踏まえ、政権交代を実現したさきの衆議院選挙公約を遵守するものに自民党、公明党政権における我が国の貿易政策の新たな基本方針を確立する必要があります。

つきましては、我が国及び本県農業に対する環境的な撲滅をするTPPの観点からも、我が国農林水産業への十分な配慮の上、4項目に強く要請するものである。

よって、地方自治法第99条の規定に基づき、国への意見書の提出を行うものであります。御審議の上、採択していただきますようお願いいたします。

以上です。

議長(田村 兼光君) これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより意見書案第1号について採決を行います。

意見書案第1号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程が全て終了しました。会議を閉じます。

これで平成25年第1回築上町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時33分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員